

平成29年2月議会臨時会議案

議案第1号 町道I-9号線道路改良工事請負変更契約の締結について…P1

報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）…P3

議案第1号

町道I-9号線道路改良工事請負変更契約の締結について

町道I-9号線道路改良工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

工事の表示

名称 町道I-9号線道路改良工事

場所 横芝光町横芝地先

請負代金

変更前 一金 61,236,000円

変更後 一金 60,026,400円

契約の相手方

千葉県山武郡横芝光町栗山3195番地1

古谷建設株式会社

代表取締役 古谷 務

平成29年2月22日提出

横芝光町長 佐藤 晴彦

報告第1号

専決処分の報告について

(和解及び損害賠償額の決定)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年2月22日提出

横芝光町長 佐藤晴彦

専決第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分する。

平成28年12月26日

横芝光町長 佐藤晴彦

和解及び損害賠償額の決定について

東陽食肉センター内小動物枝肉計量器不具合に起因した枝肉重量計量誤りによる枝肉金額低下分について、次のとおり和解し、損害賠償額を決定する。

1. 和解及び損害賠償額の相手方

千葉県山武郡横芝光町木戸9645番地7

株式会社いちほら

2. 和解の要旨

平成28年7月19日及び同月20日、小動物枝肉計量器に不具合が発生し、それに起因した枝肉重量計量誤りによる枝肉金額低下を招いた件について、町はその損害を賠償する。

3. 損害賠償額

400,569円